

[事案 29-310] 特定疾病給付金支払請求

・平成 31 年 3 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび特定疾病給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 1 月に終身保険を契約した後、平成 27 年 6 月に転換した利率変動型積立保険について、脳梗塞による入院・手術等に対する給付金の支払いを請求したところ、転換時に高血圧症・脂質異常症により投薬を受けていたとして、給付金が一部不支払いとなり、特約の一部が解除された。しかし、以下の理由から、契約解除を取り消し、特定疾病給付金を支払ってほしい。または転換を無効とし、転換後の既払込保険料を返してほしい。

- (1) 高血圧症と脂質異常症により薬を飲んでいることを伝えたが、募集人が適切に対応しなかった。また、募集人に求められて告知書に自署したが、告知欄は記入していない。不告知教唆または告知妨害があったので、解除はできない。
- (2) 特定疾病給付金の支払理由は解除の原因となった事実によるものではない。
- (3) 募集人から執拗に勧誘され、強引に契約させられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人から高血圧症と脂質異常症により薬を飲んでいることを聞いたことはなく、告知書は申立人が自ら記入しており、不告知教唆や告知妨害はなかった。
- (2) 脳梗塞は、高血圧と因果関係がある。
- (3) 申立人は、設計書の内容に納得し、営業所に来店したうえで申込みをしており、募集人が、執拗に勧誘を行い、強引に契約させたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。